

基山フューチャーセンターラボ 会則

(名称)

第1条 この会は、基山フューチャーセンターラボ(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、佐賀県三養基郡基山町宮浦182-1番地に置く。

(目的)

第3条 本会は、佐賀県基山町内における未来の価値を生み出す、多世代・多機能な場づくりを創出することを目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、次の各号に該当する活動(事業)を実施する。

- (1) 「アンテナショップ」を運営すること。
- (2) 「地域円卓会議」を行うこと。
- (3) 「まちゼミ」を開催すること。
- (4) DMO/DMCに係る観光の担い手育成事業をおこなうこと
- (5) 「地(知)の拠点づくり」を行うこと。
- (6) その他、目的に沿った事業を行うこと

(会員の資格)

第5条 この会の会員は、次の2種類とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同し、(本会でのボランティア活動を希望し、)入会登録を行った者とする。
- (2) 賛助会員は、この会の事業を賛助するために入会登録を行った者とする。

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、入会申込書を代表あて提出し、代表の承認を得るものとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において定める会費を納入しなければならない。

2 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 正会員 3,000円(団体・企業5,000円、学生1,000円)
- (2) 賛助会員 1,000円

(退会)

第8条 会員は、退会届を代表に提出し任意に退会することができる。

2 会員が、次の各号のいずれかに該当する時は、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡したとき
- (2) 会費を2年以上納入しないとき

(役員)

第9条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

代表 1名

副代表 1～2名

会計 1名
監事 2名
理事 若干名

(役員職務)

- 第10条 代表は、会務を総理し、その業務を統括する。
2 副代表は、代表を補佐し、代表が不在のときは、その職務を代行する。
3 会計は、本会の出納事務を担当する。
4 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。
5 理事は、本会の業務を補佐し、助言を行う。

(役員選任)

- 第11条 代表、副代表の選任は、会員から立候補及び推薦された者の中から総会において選出する。
3 会計は、全会員の中から選出する。
4 監事は、全会員の中から選出する。
5 理事は、全会員の中から選出する。

(役員任期)

第12条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員解任)

第13条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会等の議決により、これを解任することができる。

- ① 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき。
- ② その他解任に相当する事項が認められるとき。

(総会)

第14条 本会の総会は、正会員を持って構成し、毎年1回開催するものとする。但し、必要があるときは、臨時に総会開催することができる。

2 総会は、次の各号に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 会則、事業等の改廃
- (2) 事業計画並びに収支予算及び決算
- (3) 本会の解散
- (4) 役員選任及び解任
- (5) その他本会の運営に関し重要な事項

2 本会の会議は、代表が召集する。

3 総会の議長は、代表がこれに当たる。

4 本会の会議は、2分の1以上の出席で成立し、出席者の過半数で決議する。

(役員会)

第15条 役員会は、代表、副代表、会計、監事、理事をもって構成する。

2 役員会は、総会の議決した事項の執行に関する事項及びその他総会の議決を要しない業務の執行に関し、議決する。

(事業報告書及び決算)

第16条 会計は、毎事業年度終了後1ヵ月以内に事業報告書、収支計算書を作成し、監査を経て総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第17条 この会の事業年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第18条 本会の事務局は、佐賀県三養基郡基山町宮浦に置く。

(会計)

第19条 本会の経費は、会費、助成金、寄附金その他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、4月1日から翌年の3月31日までとする。

3 前項の会計年度に係る決算終了後、監査を経て、総会を招集し決算報告する。

4 本会は、会員に対して1年に1回以上の会計報告を行う。

(会員資格の抹消)

第20条 本会会員が次の各号に該当することになった場合は、運営会議の議決を経て登録を抹消することができる。

① 会員との連絡が取れなくなった場合。

② 1年以上、活動実績がない場合。ただし、休会届を提出した場合は、この限りでない。

③ 会員としてふさわしくないと認められる事実が発生した場合。

(会則の変更)

第21条 この会則の改正は会員がこれを発議し、総会を招集し総会出席会員の2分の1以上の賛成を必要とする。

(その他)

第22条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付則

1 この会則は、平成27年4月1日から施行する。

付則

1 この会則は、平成29年5月21日から施行する。

(会則の一部改正 平成29年度2,4,9,10,11,15条)